



グローバルCOEプログラム研究拠点形成（社会科学）

成熟市民社会型企业法制の創造

— 企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦 —

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation, Finance and Capital Market, and Asian Challenges -

早稲田大学大学院 法学研究科 民事法学専攻

早稲田大学総長

《企業法制と法創造》総合研究所長

知的財産法制研究センター長

企業・会計システム研究センター長

白井 克彦

上村 達男

(拠点リーダー)

高林 龍

宮島 英昭

プログラム名の変更

成熟市民社会型企业法制的創造

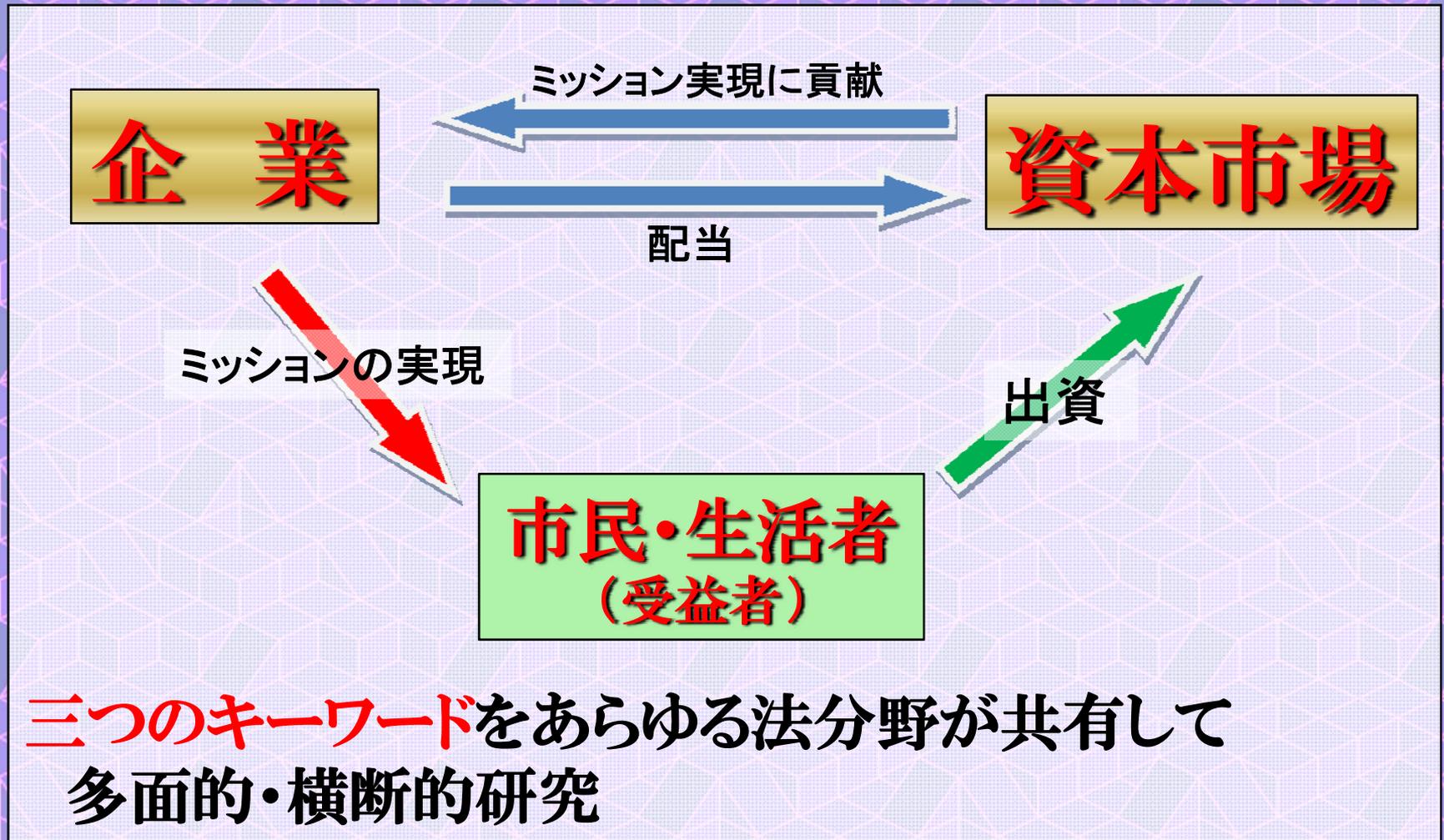
—企業、金融・資本市場法制的再構築とアジアの挑戦—



企業社会の変容と法システムの創造

—企業・金融資本市場法制的再構築とアジアの挑戦—

変わらぬ視点



人間の世界を大きく変える 法人と市場

法人 →  過剰なヒト扱い

市場 →  < 自己目的化
人間疎外

株式会社は法人と市場の結合体

⇒ 熟練を要する取り扱い

拠点形成目的

非西欧国家日本が、成熟市民社会型企業社会の確立という一種の国家目標を掲げ、西欧法制の真の理解者・評価者・批判者としてアジアと向き合う

そうした目標に適合的な企業、金融・資本市場法制のあり方とは

西欧の本質的理解を踏まえたアジアへの貢献

普遍性ある日本モデルとは



西欧を消化した
日本モデルによる貢献

普遍性のある
日本モデルの構築

一切のルール・制度・
規範意識を認識・消化

成熟市民社会のイメージ

生活者・市民の視点



“市民社会”のイメージ

政治・規範から自由な「市民像」

(petit) bourgeoisとしての市民

規範形成的主体的「市民像」

citoyenとしての市民

* 国家への向き合い方

中間団体との距離感

団体否定の法人観・会社観とは

企業法制 “創造” のイメージ

真の社会科学としての企業法学

企業(法)関係者だけが集まって企業法制を
論ずる時代からの訣別

- 学問創造のためにすべての部門が共働
- 世界一学問を尊重する企業社会？

基礎法・基礎理論の重視

比較法 — 第三の創世期

企業法 — 市場と一体で現実運営し

「動かす時代」のノウハウ

* 第一期(法典編纂期)

第二期(戦後改革期)

各国の社会のあり方を多面的に追及

見えない規範に肉薄

制定法が一番偉いと思っている日本人

世界に稀な比較法国家日本

日本の近代大学の始めは比較法大学

日本語で形成・消化された西欧的法律学

欧米の驕りも指摘できる唯一の非西欧

ex.法の基本を見失ったサブプライム

とらぬ狸の証券化

Rule-Backed Securities

債権者保護が軽い世界

理論創造の射程 一憲法

法人の人権

- 自然人と同視

部分社会論

- 部分集団の国家からの自由

私人間効力

- 自然人と法人の間は？

憲法と経済秩序

理論創造の射程 — 労働法

企業概念なき労働法

労働概念なき会社法

アメリカ型—労働者(市民)は株主

企業買収・事業再編と労働

企業目的観—ミッションの最大実現なら、

労働者はミッション実現組織の正統的成員

* 連合も会社法制、ファンド法制に関心

* 今年の労働法学会も会社法との関係

理論創造の射程 — 基礎法

概念の吟味

- 「個」のための所有の絶対性

所有を振り回さない公共空間

コモンズ、社会的共通資本

小繋事件と村上ファンドの共通性 — 所有の濫用

- 「自由」の概念

人欲の解放としての自由から規範創造的な自由へ

理論創造の射程 ー企業価値

規範概念としての企業価値

人間社会に貢献する企業価値
株主価値論は

「株主イコール人間」が前提

人間の学としての企業法学

原点の再確認 — 所有、自由、デモクラシー

社団 — 人間の集まり

普通株式が「普通」

企業再編 — 人間関係の再構築？

※ 基本を損なうモノの世界(資本市場)

⇒ **人間復興**の試み(会社法ルネッサンス?)

法分野横断的研究と法創造

- 各法分野が企業・市場・市民社会を意識し、
支える事による総合力
⇒企業、金融・資本市場法理論の創造へ
- 各法分野が企業、金融・資本市場法制を強く
意識することによる
⇒各法分野固有理論の創造へ
- **大学横断的研究**(各企画の登録者のみで240名)

金商法と法創造

- 公正な価格形成 目的による
諸制度趣旨の見直し
経験不足を論理で先取り・克服
- 国民経済の健全な発展と 投資者の保護
証券市場イコール市民社会の視点
- 会社法理解との一体感
集団投資スキームとしての株式会社

会社法と法創造

- **株式会社法の基礎理論**
資本市場、市民社会、他法分野理論の吸収
- **金商法評価と一体の理論と解釈**
- **会社法 → 株式会社の基本は有限会社**
一箇の条文が担う異なる企業実態
⇒ **不可避な、区分立法に代わる区分解釈**
- **証券取引所による資本市場向け会社法創造**

民法と法創造

- 市場・企業・消費者を対象とする民法
 - ⇒ 商的色彩民法学は商取引法？
 - ⇒ 民法学者は商法学者？
- 民法「公序」に占める市場と企業
- 一般社団法人とは会社 (company) ？
- 商法総則・商行為法も実は民法？

民商法合体論の可能性

知的財産法制研究センター ①

○ 知財の英文判例データベースは 世界に貢献する早稲田大学の誇り

英文によるアジア7か国(中国, 韓国, 台湾, インドネシア, タイ, ベトナム, インド)知財判例データベースの構築と知財保護法制・エンフォースメントに関する研究の推進、**データベースは既に1644件を登録**してWebで無料で公開中

- 世界からの英文アクセスは早稲田の知財センターが窓口に —
- 日本の判例についても知的財産研究所と連携して英文データベース化して運用中



知的財産法制研究センター ②

○ アジア諸国との研究交流

知財判例データベース構築過程で形成した各国の学者や実務家との強力なネットワークを利用した知的財産エンフォースメントをめぐる実務と法理論の共同研究, 共同講演会などの開催



○ 国内外の他機関との研究連携

知的財産紛争処理をめぐる諸問題につき, 北海道大学COE, 知的財産高等裁判所, ワシントン大学CASRIPなどとの共同研究や共同講演会の開催



知的財産法制研究センター ③

○ **知財判例**データベースの世界中の利用者による大シンポジウムを企画

○ 対象国の大幅拡大－**英国**、欧州の非英語圏(**独, 仏, 伊**など)、**アジアの英語圏(オセアニア, シンガポール**など)を追加



○ 英米法系国と大陸法系国の違いを乗り越えた独自の知財エンフォースメント法制を構築し、欧米にフィードバック

企業・会計システム研究センター ①

○ 現代日本企業の制度改革

取締役改革・内部統制・会計制度を
実証的に分析

法・会計・企業行動の相互関係の
分析の展開

○ 日本企業システムの変容を 解明：Hybrid型と理解

企業統治の実証分析に関する
新たなフロンティアを開拓



BUSINESS IN JAPAN

JapAnglo-Saxon capitalism

Nov 29th 2007

From *The Economist* print edition

Have Japanese business practices

TO AN observer watching a Toyota Prius system is invisible, but its improved per fuel-consumption figures. The same an Outsiders cannot always tell how much it does things. But the improvement in at least some of it is due to the adopt

"Japan has both embraced and rejected the University of California, Berkeley, capitalism as a possible model, Japan's about which aspects of it to adopt, he Japanese companies may well maintain the same time profess support for share employment but also offer merit-based fully with the global economy yet keep some Japanese practices even in forei

How prevalent is the hybrid model? Gregory Jackson, an expert on international comparisons of corporate governance at King's College London, and Hideaki Miyajima of Waseda University analysed data on 723 Japanese companies gathered by the finance ministry and identified three clusters: 24% had adopted hybrid models; 42% were traditional Japanese firms; and the other 34% were somewhere in-between.

経済教室

失われた10年 乗り越えた日本企業

「ハイブリッド」型 顕著に

企業統治は多様化
伝統的企業は改革道半ば

業種	ハイブリッド型 (%)	伝統的 (%)	その他 (%)
自動車	43.7	22.1	34.2
電気	17.4	44.6	38.0
化学	23.3	44.6	32.1
機械	18.2	10.6	71.2
鉄鋼	44.2	10.0	45.8
繊維	10.0	100.0	0.0
食品	29.8	29.8	40.4
その他	11.1	1.7	87.2
平均	24.1	42.1	33.8

写真: 佐藤 英昭

企業・会計システム研究センター ②

会計システム： 企業活動の変容に対応する 会計・ディスクロージャー制度の分析

- ・ 取得原価主義と公正価値会計の構築
- ・ 非営利法人会計基準枠組みの再検討
- ・ 会社法・金商法制定後における内部統制問題
- ・ 環境関連法と環境経営開示のあり方の分析

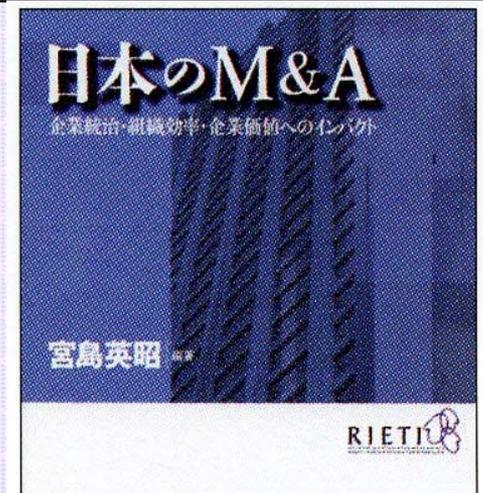
知財とイノベーションの相互関係分析の開始

知的財産が有効に活用されるような制度や仕組み
(知財の評価、知財の仲介市場)の構築に経営学的接近

○ 企業統治の経済分析:

早稲田G-COEに独自の企業法・企業統治に関するデータベースの構築とその計量分析

- M&Aのブームの実態と経済的機能を解明
企業価値を創出M&Aは何か
- 敵対的買収に関する制度設計の基礎作業

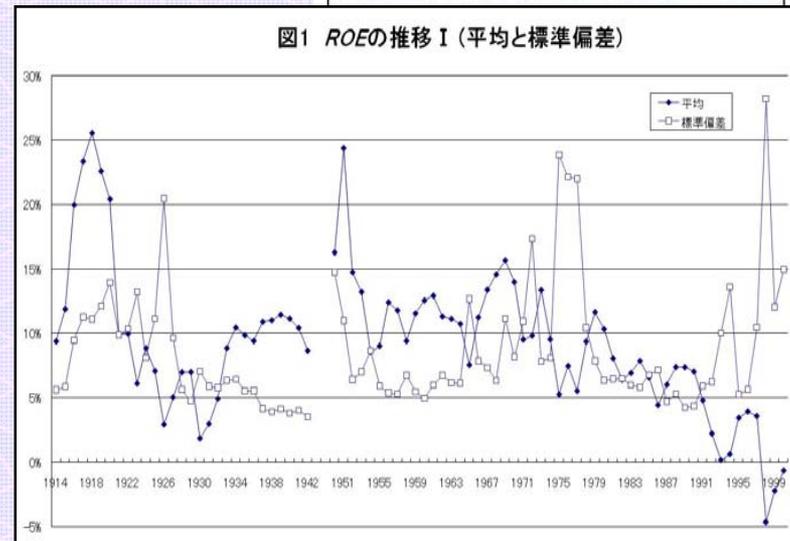


○ 20世紀マイクロDBの構築

国際比較分析の一層の進展

法と経済 (law and finance) の枠組み
の批判的再検討

企業行動に対する法、制度、信頼の
相互関係の検討



シンクタンク機能

- 世論形成の監視者としての批判精神(議論の対立軸の提示)
- 早稲田大学建学の精神を発揮→学の独立・進取の精神
庶民の目線 真の独立系シンクタンクとしての使命
- 時事的なシンポジウムの機動的な開催
独立機関による無料シンポの特性を生かす(呉越同舟型)
- 社会への還元→専門家教育・社会人教育の場を積極的に設定

具体的な制度設計提案に向けて

- 金融・資本市場法制のグランドデザイン
- 公開会社法の構想
- 英国を範にとった企業買収ルール構想
- 金融ADR・オンブズマン構想
- アジア資本市場共通ルールの模索
- 英国型principleの日本版提案……

アジアの視点 ①

- 中国最高立法機関(全人代常務委員会法制工作委員会)との協定を通じた中国立法への貢献

会社法、証券法、独禁法、水質汚染法、保険法
次回は地震関係法制

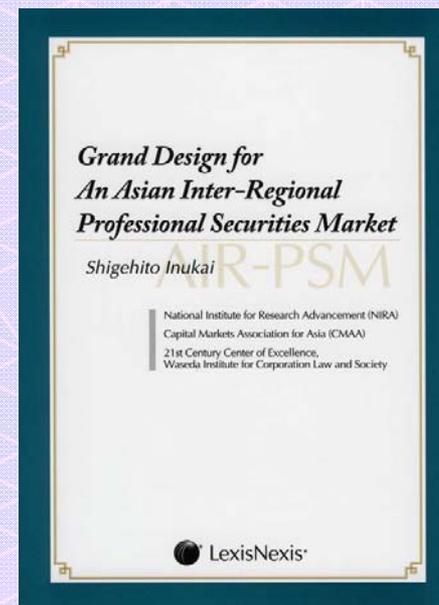
会社法・証券法関係は東証との三者協定
最も成功している日中文化交流の一つ

- 中国証券監督管理委員会(CSRC)
 - ・東証との三者協定

相互訪問による金融・資本市場法制に関する情報交流

アジアの視点 ②

- アジア統一民法へ
 - －日中韓の地道な研究が蓄積
- 東アジア経済統合プロジェクト
 - －アジア資本市場協議会との共同研究
- アジア債券市場の創設提言
 - －既にNIRAとの共同研究成果が
英文により公表
 - －アジア版MTNプログラムの可能性
国際協力銀行委託調査の受入



日本の法情報の英文による海外発信

○ 日本語による**欧米法律学**の**高度な消化・展開** の認知度を上昇

日本の法状況に関する情報を求める声はきわめて大きい

日本にも欧米並みの法制度・法意識があるかの前提での誤解・批判が多い

- 防衛装備を完備して攻撃に出る**欧米のしたたかさ**
- 金融資本市場の世界は**国益**を巡る戦争
- 批判の論理を持たない日本
- **日本の主張**を堂々と発信

○ 海外発信の基地を目指す

(「志」を共有する比較法研究所)

企業・金融法民間司法研修所構想

—風呂敷段階—

- **法化社会の震源は**
企業、金融・資本市場における規制緩和
→ ルール型、市場型、司法型社会への転換
- ここに関知しない司法研修所発想の法科大学院
→ 「**研修所的**」経験と実務が通用しない分野
- 諸団体との協力が不可欠だが貫徹されるべきは
→ **学問への敬意**と一切の権威からの独立性

若手研究者養成

—悩める日本の現状に挑戦する—

○ もっとも法理論創造が必要な時期に後退する若手法学研究者養成

法科大学院重視による**研究者養成の衰退は危険水域**

→東大・京大も**修士課程を廃止**

「法科大学院から博士課程」構想は挫折
学問・理論に敬意を持たない実務法曹は
あり得ない…… が、横行？

○ 早稲田のCOEと法学研究科は貴重な 防波堤たる決意

一貫した研究者養成への情熱
学部に**法学研究者志望者相談窓口**を設置

- Q. 「研究者」って、そもそもどういう職業ですか？
- Q. 法学研究者になるには、ロースクールに行った方が良いの？
- Q. 法学研究者が「売り手市場」ってどういう意味？
- Q. 研究者を目指しても、収入を得るまで時間がかかるのでは？
- Q. 早稲田大学は法学研究者を養成する環境が揃っているの？
- Q. 「法学研究科」と「法務研究科」って何が違うのですか？

法学研究者として
日本の新しい法律学を創造しよう！



「売り手市場」**確実の法学研究者は
豊かな人生の選択肢!**

早稲田大学法学部では、将来、法学の研究者への道を考えている学生の皆さんのために、今後どのようにしたら研究者になれるのか、研究者を目指すにあたってどのような選択肢があるのか等、法学研究者に関する素朴な質問に答える為の相談窓口を開設いたしました。

ロースクールが設置された昨今、法学部から法学研究科へ進学するというルートが全国の大学で細ってきており、法学研究者養成の必要性が叫ばれています。

新しい法理論創造の時代に、真に創造性のある職業として、法学研究者は法学部学生の皆さんにとって将来の重要な選択肢の1つです。早稲田大学法学部は、法学研究者を志望する皆さんを全面的に支援します。

上記のような質問をはじめ、少しでも興味のある方はお気軽に窓口にご相談下さい。専門のスタッフが皆さんにアドバイスします。(教員等との面談もコーディネート致します)

早稲田大学法学部 法学研究者志望者相談窓口
8号館1階法学部事務所 担当：村山・長谷川
Tel: 03-62286-3802

-早稲田大学法学部は法学研究者の最大の供給源を目指します-

法学研究者を目指す法学部生の皆さんのために
「研究者志望者用相談窓口」を設置しました

早稲田法学 — その社会的責任

大学院
法学研究科

新しい時代を担う
法学研究者養成

大学院
法務研究科

早稲田の理念を「法の実現」
の場で生かす法曹養成

法学部

市民社会を担う法的
センスある人材の供給

比較法研究所

外国法制をその社会の質に
まで降りて本質的に理解

グローバルCOE

企業法制と法創造総合研究所

法分野横断的理論研究
を最先端で担う

21世紀COEの採択理由

日本の喫緊の課題につき、制度の基本構造に遡って歴史的・哲学的に掘り下げた研究を行い、それを踏まえてあるべき姿を探求するという、**目的を高く掲げた計画**となっている点が評価できる。

21世紀COEの中間評価

数多くの国際的シンポジウム等の開催、企業犯罪に関する実態調査の実施、知財判例の英文データベースの構築とウェブ上での公開、機関誌の発行等々、旺盛な研究活動が国際的な広がりをもちつつ展開されている。**戦略的な目標を掲げ、社会との連携を図りつつ、法分野横断的な研究を行ってきた点を高く評価することができる。**データベースの構築と公開はとりわけ波及効果が高いので、利用者の便宜を図る努力を、今後とも一定の資金を割いて継続されるよう望みたい。

グローバルCOEの採択理由

21世紀COEプログラム「企業社会の変容と法システムの創造」の教育研究拠点でこれまで挙げてきた実績を更に発展・深化させ、より高次の目標である成熟市民社会の構築と、これと一体の企業法制の再構築という新しい法律学の創造を目指す計画であり、優れたプログラムとして評価できる。

「企業社会の変容と法システムの創造」の教育研究拠点で挙げてきた質の高い実績及び事業推進担当者の活発な研究活動から、日本発の企業法制の創造という高次の目標に向けた研究成果が期待できる。

拠点形成の“志”

最大自由の金融・資本市場と一体の株式会社制度は危険が一杯
外国法を学び続けてきた日本人
世界一の企業価値大国日本
魅力的な社会インフラ
現地語で欧米の学問を吸収し展開し得た非西欧国家

経験不足は理論と知恵で克服
「後発は最良モデル」を目指す
議論の対立軸を積極的に示す